

市立小樽文学館協議会委員公募要綱

制 定 平成29年5月19日

（目的）

第1条 この要綱は、市立小樽文学館条例第8条に基づき設置する市立小樽文学館協議会の委員（以下「協議会委員」という。）の公募について必要な事項を定めることを目的とする。

（応募要件）

第2条 協議会委員に応募できる者の要件は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳以上の者
- (2) 市立小樽文学館を利用し、その運営に関して、知識、経験、関心等のある者
- (3) 会議（平日の昼間に年2回程度開催）に出席可能な者

（公募人数）

第3条 公募による協議会委員（以下「公募委員」という。）は、1名とする。

（公募方法）

第4条 公募は、広報おたる及び市のホームページへの掲載その他の方法により行う。

（任期等）

第5条 公募委員の任期は2年とする。

- 2 公募委員は、1回に限り再任されることができる。

（応募方法）

第6条 協議会委員に応募する者（以下「応募者」という。）は、市立小樽文学館協議会委員応募用紙（様式）に小論文（800字程度のもの）を添付して、郵送、ファクス、電子メール又は持参により応募するものとする。

- 2 小論文のテーマは、別に定める。
- 3 応募書類等は返却しないものとする。
- 4 応募期限は別に定める。

（選考の方法等）

第7条 選考は、別に設置する「市立小樽文学館協議会委員」公募委員選考会（以下「選考会」という。）の書類選考により行うものとする。

- 2 選考の結果については、応募者に書面で通知するものとする。

（選考会）

第8条 選考会委員の組織等については、別に定める。

（庶務）

第9条 この要綱に定める公募に必要な庶務は、市立小樽文学館において行う。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会委員の公募に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

市立小樽文学館協議会委員
応募用紙

令和 年 月 日提出

[illegible]

